

新エネ利用特措法(RPS法)見直しの 具体的な制度提案

2006年6月13日

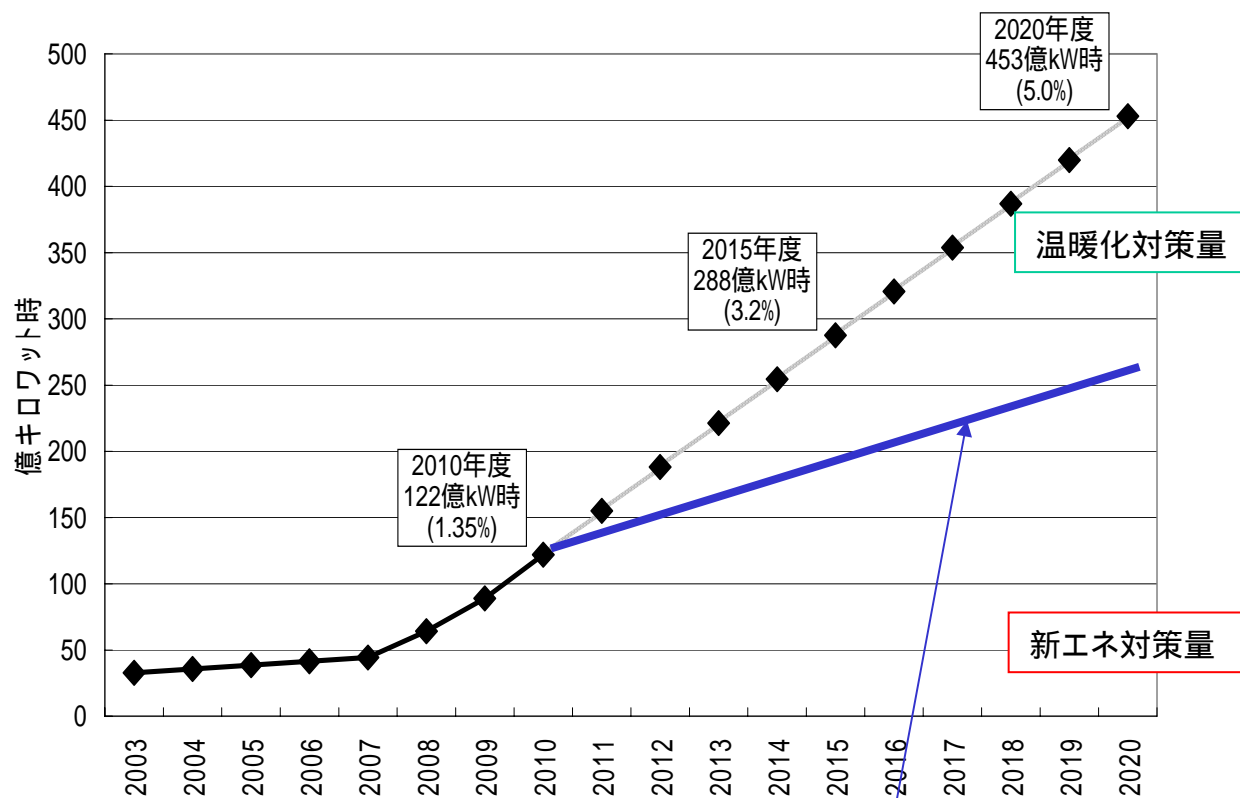
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)

1. 現状認識と見直しの方向について

- 固定価格制の圧倒的有利が実証(EUレビューなど)
- 日本では、新エネRPS法の問題が顕在化
- 現行法を活かしつつ、固定价格的(ランニング補助的)な仕組みを組み合わせる提案
- 費用負担のあり方についても再考すること
- 目標値、期間、定義の見直し

2. RPS法見直しの具体的な提案

2-1. 高い目標値と長い目標期間



目標量全体を一定の考え方で区分
(当図では2007-2010年の利用目標量の延長を目安とした)

・目標量全体を2つの部分に分け、固定枠制を継続する部分と事実上のランニング補助(固定価格)を導入する部分との、2階建ての仕組みとする

・1階部分「新エネ対策量」: 電気事業者に購入義務(現行制度のまま)

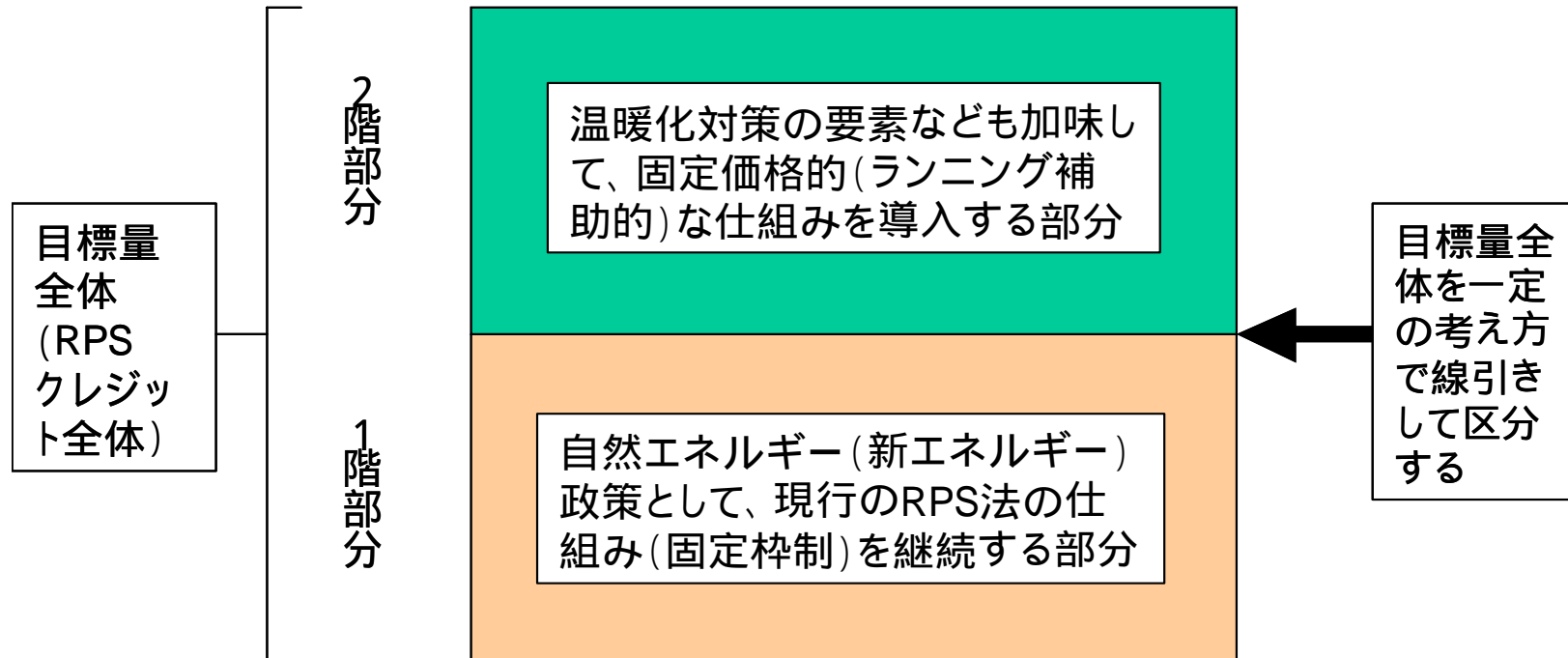
・2階部分「温暖化対策量」: 事実上のランニング補助に切り替える

・なお、温暖化対策量の費用負担の仕組みについては次の二つの方向性が考えられる

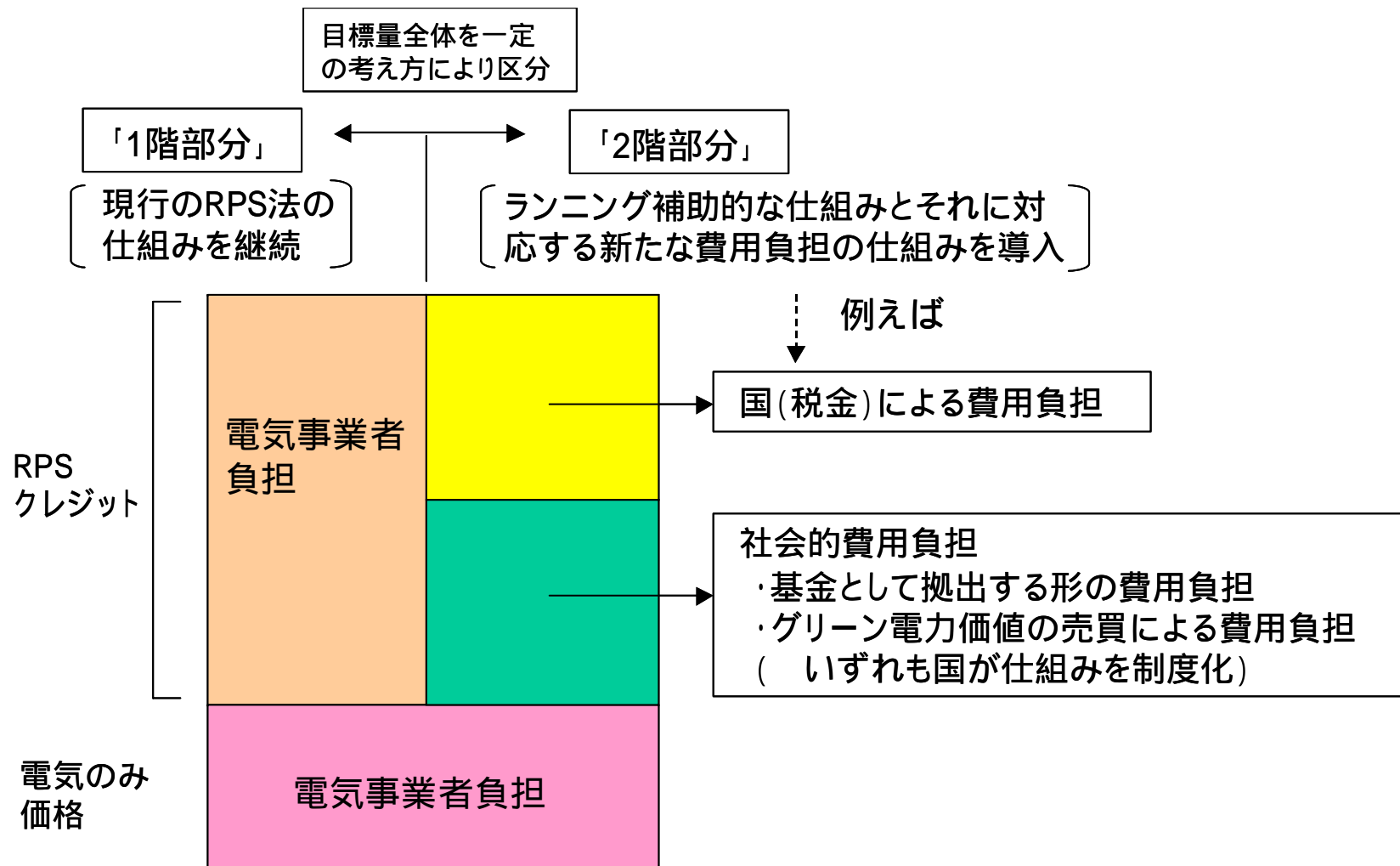
ア) 自然エネルギー促進基金(新設)と税による負担で賄うスキーム

イ) 法人税減税などの優遇税制でRPSクレジット購入を支援するスキーム

費用負担の仕組み



2-5. 価格支援の仕組み



2-6. 広いコスト負担の仕組みの導入

【現行】	現行RPS制度	電気事業者
【提案】	1. 国による支援 (石油石炭税) 2. 社会的な支援	エネルギー関連事業者 電気事業者 + 電力需要家等

2-2. 自然エネルギーの定義の見直し

国際的に共通の「持続可能な自然エネルギー」(new renewables) の定義と調和

具体的には

- 地熱はすべてを対象
 - ✓ 既設の扱いは要検討
- 小水力は世界的な基準である設備容量10,000kWなどを参考に規模要件を引き上げ
 - ✓ 代わって環境保全要件や社会的合意要件を導入
 - ✓ 既設の扱いは要検討
- 一般廃棄物や産業廃棄物の焼却による発電は原則として対象から除外
- バイオマスは別途、再定義
 - ✓ 効率が悪く大気汚染を引き起こす「伝統的バイオマス」は除外

以上の対象範囲の変更に合わせて目標量を変更

他の要素

- 2-3. 下限価格と罰金の従量化(実質的な上限価格)を導入すること
- 2-4. 電気のみ価格のガイドラインを設けること
- 3-1. 系統連系ルールについて